

令和6年度

# とやま中小企業 チャレンジファンド事業のご案内

富山県と県内11の金融機関の連携により(公財)富山県新世紀産業機構に設置したファンドの運用益を活用し、県内中小企業が行う新商品開発や新たな販路開拓等を支援します!

1

ものづくり研究開発  
支援事業



2

農商工連携  
推進事業



3

地域資源  
活用事業



4

販路開拓挑戦  
応援事業



5

小規模企業向け

小さな元気企業  
応援事業



募集期間 令和6年**5月15日(水)**～**6月14日(金)** 午後5時必着

## 注意点

- ・応募できるのは各事業の中から1件のみで、事業実施期間は2箇年度以内
- ・令和5年度にとやま中小企業チャレンジファンド事業に採択され、事業継続中の方は申請対象外
- ・一部の対象経費(工具器具・備品費など)には、助成額に上限あり
- ・中小企業者とは、とやま中小企業チャレンジファンド事業助成金交付要領第2条第1項第1号に規定する者で、県内に主たる事務所を置くものに限る※同項第5号に規定する「みなし大企業」は助成対象外

## 〈各事業の概要〉



### 1 ものづくり研究開発支援事業

お問合せ先▼  
連携促進課 Tel.076-444-5636

- 対象者** 中小企業者及び中小企業者のグループ
- 対象事業** 新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取組み ※ただし、販路開拓経費は対象外
- 対象経費** 研究開発費、謝金・旅費、その他経費
- 助成率** 1/2
- 上限** 200万円(工具機器・備品費は100万円)



### 2 農商工連携推進事業

お問合せ先▼  
新事業・販路開拓支援課 Tel.076-444-5603

- 対象者** 中小企業者等と農林漁業者との連携体
- 対象事業** ①「稼げる農林水産業」を実現するため、中小企業者等と農林漁業者が連携し、双方の経営資源を活用した新商品・新サービスを開発する事業  
②①に合わせて行う販路開拓事業  
(県外又は国外の見本市・展示会等への出展※、成果をPRする広報活動、ホームページの制作・改良)  
※ただし、販売を主たる目的とする見本市・展示会等は対象外
- 対象経費** 研究開発費、謝金・旅費、見本市等出展経費、その他経費
- 助成率** 2/3
- 上限** 200万円(工具機器・備品費は100万円)





### 3 地域資源活用事業

お問合せ先▼  
新事業・販路開拓支援課 Tel.076-444-5602

- 対象者** 中小企業者及び中小企業者のグループ
- 対象事業** ①産地の技術や農林水産品、観光資源など県が指定する地域資源を活用し、新商品・新サービスを開発する事業  
②①に合わせて行う販路開拓事業  
(県外又は国外の見本市、展示会等への出展※、成果をPRする広報活動、ホームページの制作・改良)  
※ただし、販売を主たる目的とする見本市・展示会等は対象外
- 対象経費** 研究開発費、謝金・旅費、見本市等出展経費、その他経費
- 助成率** 1/2
- 上限** 300万円(工具機器・備品費は100万円)



### 4 販路開拓挑戦応援事業

お問合せ先▼  
新事業・販路開拓支援課 Tel.076-444-5603

- 対象者** 中小企業者及び中小企業者のグループ
- 対象事業** 県外又は国外の見本市、展示会等への出展事業 ※ただし、販売を主たる目的とする見本市・展示会等は対象外
- 注意点** 本事業は採択年度の翌年度、翌々年度は対象外(=令和4・5年度採択者は対象外)
- 対象経費** 見本市等出展経費、旅費、その他経費
- 助成率** 1/3
- 上限** a. 県外分 25万円  
(※ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は35万円)  
b. 国外分 50万円  
c. 県外分+国外分 50万円  
(うち県外分は25万円(※ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は35万円))

#### 小規模企業向け



### 5 小さな元気企業応援事業

(研究開発、販路開拓、人材育成事業)

お問合せ先▼  
経営支援課 Tel.076-444-5605

- 対象者** 小規模企業者※及び小規模企業者のグループ  
※従業員数が①製造業20人以下②商業・サービス業5人以下の事業者
- 申請時の注意点**
  - ・1社申請…商工団体の経営指導や専門家派遣を受けた事業計画に基づく事業として意見書の添付必須
  - ・2社以上のグループ申請…意見書の添付は不要
- 対象事業** (1)新商品・新技術の研究開発に係る事業  
(2)販路開拓事業  
①県外又は国外の見本市、展示会等への出展 ※ただし、販売を主たる目的とする見本市・展示会等は対象外  
②(1)の成果をPRする広報活動  
③ホームページの制作・改良  
(3)人材育成事業  
各種研修、講習、発表会等の開催又は参加(県主催の事業への参加費用は除く。)副業・兼業人材の活用
- 対象経費** 設備整備費、研究開発費、謝金・旅費、見本市等出展経費、その他経費
- 助成率** 1/2
- 上限** 50万円(設備整備費は25万円、工具器具・備品費は25万円)  
※(2)①展示会、見本市への出展、商談会への参加については以下のとおり  
a. 県外分 25万円 (※ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は35万円)  
b. 国外分 50万円  
c. 県外分+国外分 50万円  
(うち県外分は25万円(※ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は35万円))

